

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020(令和2)年度)

作成日 2021/02/26

最終更新日 2021/02/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/2/26
国立大学法人名		国立大学法人島根大学
法人の長の氏名		服部 泰直
問い合わせ先		総務部総務課 TEL: 0852-32-6011 Email: gad-somu@office.shimane-u.ac.jp
URL		https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/governance_code/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>経営協議会は、令和2年12月にガバナンス・コードの全ての原則・補充原則への適合状況（案）について確認し、5件のコメントを付し、1件の指摘を行った。</p> <p>令和3年1月21日開催の経営協議会において指摘事項に対応した適合状況（案）及び今後の対応方針について説明を受けた。さらに、令和3年2月に適合状況等に関する報告書（案）の確認を行った。</p> <p>○指摘事項及びその対応</p> <p>補充原則1-3⑤「国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである。」への対応に寄附金の受入れ促進に係る記述がないとの指摘を受け、対応状況に寄附金についての記載を追加した。</p>
監事による確認		<p>監事は、適合状況原案について令和2年10月から12月にかけて監査を実施し、その結果について12月16日に3項目の不備・不足を指摘する意見を表明した。その後、令和3年1月21日開催の経営協議会において指摘に対応した適合状況案と今後の対応方針について説明を受け、また、2月22日に最終的な適合状況案及び適合状況等に関する報告書案の提示を受け、これらについて検討した。</p> <p>その結果、一部エクスプレインとされた事項があるものの、ガバナンス・コードに係る本学のガバナンス体制は適切に整備されたものと認められ、また、報告書についても指摘すべき重大な事項は認められなかった。</p> <p>今後、今回エクスプレインとされた事項について適宜適切に対応されるよう求め、監事としてもフォローアップを行うとともに、整備された体制がさらに改善され適切な運用がなされるよう、モニタリングを継続していきたい。</p>
その他の方法による確認		特になし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】			
記載事項	更新の有無	ガバナンス・コード	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況			本法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【原則1-1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】</p> <p>国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。</p>	本法人のミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略（令和3年度～）を策定し、令和3年3月までに本学HPに公表します。
		<p>補充原則1-2②</p> <p>国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するためIR（インスティテューショナル・リサーチ）機能等の充実により、目標・戦略の策定に活用すべきである。また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンススペースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。</p>	エビデンススペースによる部局ごとの成果及びコストの検証については具体的な仕組みを令和3年10月までに策定します。
		<p>補充原則1-3②</p> <p>国立大学法人は、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置し、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、実施すべきである。</p>	<p>令和3年3月までに以下の内容を新たに策定するビジョン、目標・戦略の前文（コメント）で示し、実践していくこととしています。</p> <p>「経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置し、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて実施する。」</p>
		<p>補充原則1-3⑤</p> <p>国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである。</p>	<p>産業界等からの資金や寄附金を含む外部資金獲得促進に向け、URAと事務組織の連携によるIRに基づく対応強化体制を構築し、令和2年度中に計画的な組織整備などの具体化を図り、令和3年4月にオープンイノベーション推進本部を設置します。</p> <p>資産の有効活用については、貸付けが可能な土地の選定及び利用方法の検討、構内外における駐車スペースの有料化など新たな収入確保に取り組んでいます。</p>

	<p>【原則2-1-1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有】</p> <p>法人の長は、国立大学法人のミッションを踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、教職員に対して、ビジョンの丁寧な説明、共有を通じ、構成員の理解を得るとともに、意欲と能力を最大限に引き出すべきである。</p> <p>また、所属する教職員のみならず、学生や卒業生等にもビジョンを発信すべきである。</p>	<p>本法人のミッションを踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、令和3年3月までに本学HPに公表します。</p>
	<p>【原則2-1-2 法人の長のリーダーシップ】</p> <p>法人の長は、我が国の教育研究の要である国立大学を設置し、管理する国立大学法人を代表する者であり、当該国立大学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきである。</p>	<p>令和3年3月までに以下の内容を新たに策定するビジョン、目標・戦略の前文（コメント）で示し、実践していくこととしています。</p> <p>「学長は、本学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行う。」</p>
	<p>補充原則2-1-2②</p> <p>法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。</p>	<p>令和3年3月までに以下の内容を新たに策定するビジョン、目標・戦略の前文（コメント）で示し、実践していくこととしています。</p> <p>「学長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行う。」</p>
	<p>補充原則2-1-2③</p> <p>法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得よう努めるべきである。</p>	<p>令和3年3月までに以下の内容を新たに策定するビジョン、目標・戦略の前文（コメント）で示し、実践していくこととしています。</p> <p>「学長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得よう努める。」</p>
	<p>【原則2-1-4 ビジョン実現のための戦略的な資源配分】</p> <p>法人の長は、ビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、補充原則1-2②の体制を通じ、予算・人事・組織編制等において、教育・研究・社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証すべきである。</p>	<p>令和3年10月までに補充原則1-2②の体制を通じて、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・社会貢献機能を最大化するため戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証していきます。</p>

	<p>補充原則3-4-1② 監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事の独立性をサポートする体制を整備すべきである。</p>	<p>令和3年度中に監事監査をサポートするための人員を1名配置します。</p>
--	---	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本法人のミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略（令和3年度～）を策定し、令和3年3月までに本学HPに公表します。</p> <p>ビジョン、目標・戦略の策定にあたり、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表することを「島根大学ビジョン等取扱規程」において定め、実施しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学ビジョン等取扱規程 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-16-01.pdf</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表することを「島根大学ビジョン等取扱規程」において定め、実施していくこととしています。</p> <p>現行ビジョン「SMART20」の進捗状況及び検証結果を本学HPにて公表しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学ビジョン等取扱規程 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-16-01.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SMART20の進捗状況及び検証結果 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/actionplan_result/index.html</p>
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>下記規則等により、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理学則：法人、大学、大学院等の設置について規定 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-01.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会規則：法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関である役員会の運営等に関し必要な事項を規定 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-17.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会規則：法人の経営に関する重要事項を審議する機関である経営協議会の運営等に関し必要な事項を規定 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-18.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議会規則：本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関である教育研究評議会の運営等に関し必要な事項を規定 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-19.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織規則：事務組織及び所掌事務の範囲を規定 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-26.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務権限規程：各職位の責任と権限を規定 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-08-01.pdf</p>
補充原則1-3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>「島根大学における職員の人事管理方針」を作成し、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保、経営人材の育成等を含めた総合的な人事方針を規定し公表しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学における職員の人事管理方針 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00225441/syokuin_jinjikihonhoushin.pdf</p>

<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく 行う活動のために必要な支出 額を勘案し、その支出を賄え る収入の見通しを含めた中期 的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画を策定し公表しています。 【参考】 ・国立大学法人島根大学財務計画 https://www.shimane-u.ac.jp/finance/financial_plan/index.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び 補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使 用状況等)</p>		<p>教育研究の費用および成果等については、統合報告書、事業報告書、財務状況分析を作成し公表しています。 【参考】 ・統合報告書 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/publicrelations/profile_pamph/ ・事業報告書、財務状況分析 https://www.shimane-u.ac.jp/finance/financial_report/</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計 画的に育成するための方針</p>		<p>「島根大学における経営人材育成方針」を作成し、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にしそれを公表するとともに、その実現状況をフォローアップしていきます。当該方針において、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を学長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせることとし、教員については国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させ、事務職員についてはその高度化を図るために文部科学省行政実務研修制度等への参加や国立大学協会及び島根県等への出向の機会を与え、国や地域の政策に直接関わる業務を体験させることを盛り込んでいます。 【参考】 ・島根大学における経営人材育成方針 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/management_personnel/</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を 補佐するための人材の責任・ 権限等</p>		<p>本学のビジョンを実現するために、学長が自ら理事や副学長等の人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。 【参考】令和2年5月1日現在 理事：7名（うち学外2名） 副学長：8名 学長特別補佐：5名 学部長：6名</p> <p>本学のビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備することを「島根大学ビジョン等取扱規程」第5条に規定し、実施しています。</p> <p>原則1-4の「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」については、「島根大学における職員の人事管理方針」を作成し、経営に必要な能力を備える人材や教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を長期的な視点に立って確保するとともに、計画的に育成等を行うことを定め、実践していくこととしています。 理事や副学長等の各補佐人材の責任・権限については、「職務権限規程」で明確に定めるとともに、規程を公表しています。 【参考】 ・島根大学ビジョン等取扱規程 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-16-01.pdf ・島根大学における職員の人事管理方針 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00225441/syokuin_jinjikihonhoushin.pdf ・職務権限規程 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-08-01.pdf</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会規則に議事録の公表について次の通り規定し、実施しています。 第8条 役員会は、議事録を作成し、これを公表しなければならない。 【参考】 ・役員会規則 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-17.pdf ・役員会議事録 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/trustee_committee/</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>「島根大学における職員の人事管理方針」に、職員の性別・国際性・障害の有無等の観点でのダイバーシティの確保を規定するとともに、「特定職務職員制度」を新たに創設して産業界や他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、経験と知見を活用することで経営層の厚みを確保することとしています。 また、産業界や他の教育研究機関等の外部の経験を有する人材登用について、役員規則第2条第4項に次の通り規定しています。 「学外者から任命する理事は、産業界、他の教育研究機関及び行政機関等外部での経験を有する人材から登用するものとする。」 さらに、外部の経験を有する人材についての求める観点やそれに合致する人材の登用状況について、大学HPの学長・理事紹介ページで各理事の選任理由を公表しています。 【参考】 ・島根大学における職員の人事管理方針 https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00225441/syokuin_jinjikihonhoushin.pdf ・特定職務職員に関する規程 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t03_syugyo/s1-3-05-01.pdf ・役員規則 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-09.pdf ・学長・理事紹介ページ https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/university_profile/trustee/</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が役割 を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>「経営協議会規則」に委員の選考方針を次の通り規定し、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求め、多様な関係者から島根大学に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫を行っています。 第2条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 三 法人の役員又は職員以外の者で教育、報道、医療、経済・産業、自治体等の各分野の有識者であり、かつ、大学に関し広くかつ高い識見を有するもの 次のとおり会議運営上の工夫を実施し、経営協議会HPで公表しています。 「多くの学外委員が出席可能となるよう年間を通じた会議日程の設定、学外委員への資料の事前送付、適切な議題設定、学外委員からの意見・要望へのフォローアップなど審議を活性化させるための会議運営の工夫を行っております。」 「また、各常勤理事からの「担当業務における本学の強みと課題」の報告を定例化するなど、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう情報提供を行っております。」 【参考】 ・経営協議会規則 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-18.pdf ・経営協議会HP https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/manage/</p>

<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由 (学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。)</p>		<p>「学長選考等規則」第4条に学長選考の基準を定めることを規定しており、学長選考基準「島根大学学長に求められる資質・能力、行動戦略、対応すべき課題」を作成し学長選考会議HPで公表しています。</p> <p>「学長選考等規則」第10条に「学長選考会議は、学長候補者選考の参考とするため、学内意向調査を行う。」と規定しており、学長候補者選考においては、学長選考会議の自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を行い、適正に選考を行っています。</p> <p>学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、「学長選考等規則」第4条及び第11条において公表することを規定し、学長選考会議HPで公表しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考等規則 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-04.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考基準「島根大学学長に求められる資質・能力、行動戦略、対応すべき課題」 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00204446/senkoukizyun0713.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考会議HP <p>https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/president_election/</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期は、平成28年度の学長選考会議において、大学改革や急激に変化する社会情勢に対応することや国立大学法人のミッションを実現するために安定的にリーダーシップを発揮することができる適切な期間を検討した結果、それまでの2期6年の再任の上限の撤廃や、再任審査による選考を設けるなどの見直しを行い、「学長選考等規則」第6条に「学長の任期は3年とし、再任することができる。」と規定しています。</p> <p>なお、令和2年度第4回学長選考会議（令和2年9月30日）において、再任の場合の任期の上限を設けることを議決しました。具体的な上限年数については検討中です。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考等規則 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-04.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第4回学長選考会議 <議事要録> <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00212441/gakutyousenkou20200930.pdf</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「学長選考等規則」第15条～19条に、学長の解任、解任審査請求、解任決議などの手続について規定し、公表しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考等規則 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-04.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>「学長選考会議規則」第3条の審議事項に「学長の職務の評価に関すること」を規定するとともに、「国立大学法人島根大学長の業績評価の実施に関する申合せ」において、任期（3年）満了の日のおおむね1年前に業績評価を実施し、その結果を本人に提示して今後の法人経営に向けた助言を行い、当該評価結果を公表することを規定しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考会議規則 <p>https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-20.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の業績評価結果について <p>https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/president_election/</p>

<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>「学長選考会議規則」第3条の審議事項に「国立大学法人法第10条3項に規定する大学総括理事に関する事項」を規定し、令和2年度第4回学長選考会議（令和2年9月30日）において、本法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を検討した結果、現状では大学総括理事は置かないことを議決しています。</p> <p>【参考】 ・学長選考会議規則 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t01_gakusoku/s1-1-20.pdf ・令和2年度第4回学長選考会議 <議事要録> https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00212441/gakutyousenkou20200930.pdf</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>「コンプライアンス推進規程」によりコンプライアンス基本方針を定めるとともに、「内部統制システム運用規則」に基づくモニタリングや「リスク管理規則」に基づくリスク管理により自己点検等を継続して行っています。また、「内部統制システム運用規則」に内部統制システムの整備の推進体制や各種モニタリングなどについて定め、公表しています。</p> <p>【参考】 ・コンプライアンス推進規程 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t07_naibutousei/s1-7-04.pdf ・内部統制システム運用規則 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t07_naibutousei/s1-7-01.pdf ・リスク管理規則 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t07_naibutousei/s1-7-02.pdf</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、法令に基づく適切な情報公開の徹底及び法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し、分かりやすく公表するため、「情報の公表規程」を定め、公表していくこととしています。</p> <p>【参考】 ・情報の公表規程 https://www.shimane-u.ac.jp/_themes/kisoku/1_zengaku/t07_naibutousei/s1-7-06-01.pdf</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>同上</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報 (国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報「学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等」を公表しなければならない。)</p>		<p>「学生が大学で身に付けることができる能力」については、学位授与方針 (DP) をHPに公表しています。「学生が大学で身に付けることができる能力の根拠」については、カリキュラムポリシー (CP) をHPに公表しています。なお、教学マネジメント指針で示されている「各授業科目における到達目標の達成状況」に関する情報についてもHPに公表しています。さらに、各学生のDPの達成率を示すデータ及びカリキュラムマップを整備中であり、令和4年3月までに公表予定です。その他、カリキュラムツリーをHPで公表しており、「カリキュラム」と「個々の科目」と「身につけることができる能力」の関係性を俯瞰してみることが可能となっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DP及びCPは各学部・研究科の概要ページに掲載 https://www.shimane-u.ac.jp/education/ ・ 各授業科目における到達目標の達成状況 https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/curriculum_data/ ・ カリキュラムツリー https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/curriculum/index.html <p>「学生の満足度」は、卒業時調査及び学生生活満足度調査により測っており、学生生活満足度調査結果についてはHPに公表しています。なお、教学マネジメント指針で示されている「学生の成長実感・満足度」を測るための調査の見直しを令和4年3月までに行う予定です。その他、本学の卒業生に対して実施している在学時の満足度調査「卒業生調査」については結果をHPで公表しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生生活満足度調査 https://www.shimane-u.ac.jp/campus-life/school_life/mannzokudocycosa/ ・ 卒業生調査 https://www.shimane-u.ac.jp/chiiki/sotugyosei/sotsugyou_chousa/index.html <p>「学生の進路状況等」については、教学マネジメント指針で示されている「進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）」について次の通り概要をHPで公表しています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合 https://www.shimane-u.ac.jp/employment/state_employ/type_employ/ ・ 学生の主な就職先、進学先 https://www.shimane-u.ac.jp/employment/state_employ/employ_main/ ・ 進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合 https://www.shimane-u.ac.jp/employment/state_employ/type_employ/ <p>・ 教育（学校教育）、医療・福祉、臨床研修医など特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムの卒業生の当該進路への就職者数 https://www.shimane-u.ac.jp/employment/state_employ/type_employ/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/legal/legal01.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/hospital_infomation/index.html →病院長選考 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/hospital_infomation/index.html →医療安全に係る外部監査委員会